

# 済美養護学校 いじめ防止基本方針

済美養護学校（以下、「本校」とする）は、「杉並区いじめ防止基本方針」を受け、児童・生徒が自他を認め人権を尊重し、主体的に安心して学校生活を送ることができるよう、本校教職員は、児童・生徒に寄り添い、児童・生徒のすこやかな成長を見守り、学校全体でいじめの問題の早期発見及び未然防止に努める。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条第1項】

## 2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法 第4条】

## 3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪があつただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

### （1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

### （2）被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害児童・生徒の安心・安全を確保する責任がある。学校いじめ等対策委員会においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえて、教職員は、いじめの被害児童・生徒と加害児童・生徒について、日常的に注意深く観察する。

#### 4 いじめ防止のための取組

##### (1) 学校いじめ等対策委員会

###### ア 設置の目的

委員会は、いじめを未然に防止し、いじめ又はその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に迅速に対処して、学校組織として、その解決を図ることを目的とする。

###### イ 委員会メンバー

校長 副校長 主幹教諭、(教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター)

養護教諭 生活指導部(小・中)(学部主任) (学年主任)

※事案が発生した場合は、校長が指名した教職員。

※校長の判断により、必要に応じて心理・福祉に関する専門的な知識を有する者を参加させる。

###### ウ 所掌事項

- ・いじめを未然防止する体制及び取組
- ・いじめに関する相談体制の充実
- ・いじめの状況把握及び分析、並びに状況報告
- ・いじめを受けた児童・生徒、及び保護者に対する相談支援
- ・いじめを行った児童・生徒及び保護者に対する指導、助言
- ・専門的な知識を有する者などとの連携
- ・その他、いじめの防止に関わること

###### エ 会議

委員会は、企画会議(児童・生徒の報告・いじめ会議含める)・保護者との連絡帳・いじめに関するアンケート等を受け、会議を設ける。いじめに関する事案発見の場合は、校長の判断により、緊急会議を開催し、組織的かつ迅速な対応を行う。

##### (2) いじめ防止対策の基本的な考え方

###### ア 未然防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許さない」という意識を学校全体に浸透させる。
- ・日常生活を含めた学習活動全般を通して、児童・生徒が個に応じて自己理解や他者理解ができるよう、人権を尊重する教育を目指す。
- ・児童・生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進等を通して、いじめの解決に向けて多様性やお互いの良さを認め合える態度を育成する。
- ・教職員は児童・生徒との信頼関係の構築。
- ・東京都「ふれあい(いじめ防止強化)月間」等に合わせた、年3回程度のいじめアンケートの実施。

- ・保護者との連携した指導の充実。
- ・「セーフティ教室」をはじめとする学校・家庭・地域や関係機関等が連携して行う取組。
- ・学校運営協議会と連携し、いじめ問題について学校が抱える課題を共有し、地域社会全体で解決する仕組みづくりを推進する。

【いじめ防止対策推進法 第15条第1項、第15条第2項】

イ 早期発見のための取組

- ・教職員間の情報交換
- ・日常的な観察と情報収集（学級 - 学年主任 - 学部主任 - 主幹会議 - 管理職）
- ・東京都「ふれあい（いじめ防止強化）月間」等に合わせた年3回程度、いじめ調査の実施、いじめの実態を的確に把握
- ・個別面談での定期的な分析
- ・保護者との連携した指導
- ・月一回の学校いじめ等対策委員会の開催（各学年の状況把握、情報集約・共有）
- ・毎月の区教育委員会（教育人事・指導課学校問題対応支援係）への報告

（3）事案対処に向けた主な取組

- ア いじめの発見、通報を受けたら真摯に受け止め、「学校いじめ等対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保に努める。
- ウ 事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告し、関係教職員が被害者、加害者の保護者に連絡する。
- エ 加害児童・生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や支援を行う。
- オ 被害児童・生徒の心のケアについては、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関と連携して支援を行う。また、加害児童・生徒も同様に支援を行う。
- カ 保護者への支援、関係機関、専門家等との相談や連携を図る。

（4）重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対応にあたる。
- イ 校長は、すぐに「いじめ等対策委員会」を招集し、事案についての概要把握と今後の計画を立てる。
- ウ 重大事案に至る要因について、事実関係を明確にする。その際、調査の公平性を高めるため事案に応じて適切な専門家を加えるなどして、対応する。
- エ 被害者の児童・生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活に向けて関係機関とも連絡を取り、支援に努める。
- オ 加害児童・生徒へは、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚する。その際、警察や児童相談所等の関係機関とも連携を取り、対応する。

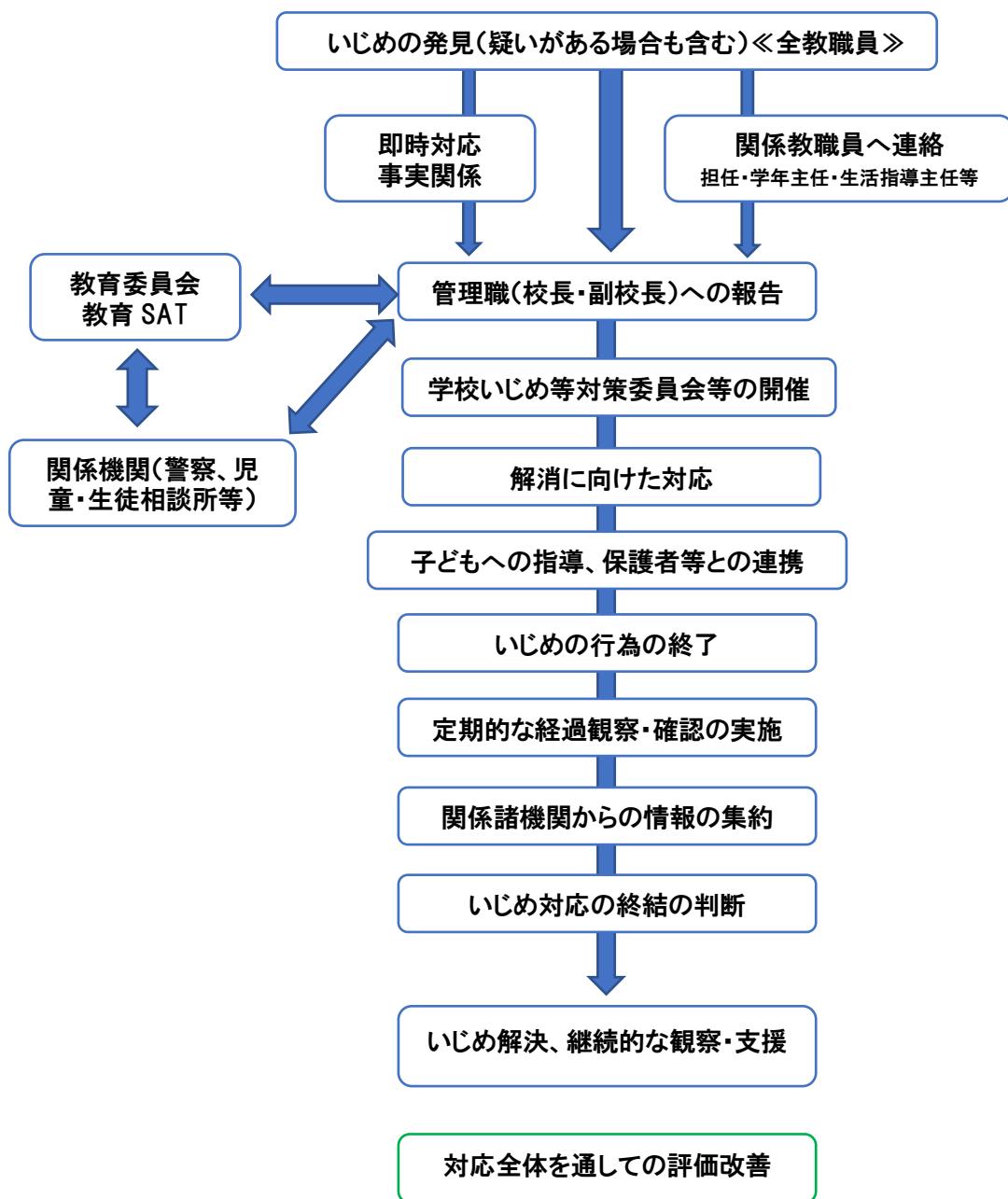
## (5) 記録の作成・保存

被害児童・生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ等対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できるようにデータ化し保管、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間が経過するまで適切に保管する。

「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」の視点で記録を残す。

### 《いじめ対応の基本的な流れ》



『いじめ重大事態対応フローチャート図』【いじめ対応マニュアル P16】

